

情報連携の対象となる独自利用事務の事例の拡大について

(1) 独自利用事務とは

番号法第9条第2項の「条例で定める事務」をいい、条例を定めた地方公共団体は、特定の事務について独自に個人番号を利用することが認められている。

また、番号法第19条第8号において、独自利用事務のうち、法定事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべき事務として個人情報保護委員会規則で定める要件を満たすものについては、他の地方公共団体や国の行政機関等と情報連携することが可能とされている。

(2) 独自利用事務の事例の公表

第55回特定個人情報保護委員会（平成27年8月）、第2回個人情報保護委員会（平成28年2月）、第18回個人情報保護委員会（平成28年9月）及び第34回個人情報保護委員会（平成29年3月）において、自治体の運営に資するため、情報連携の対象となる独自利用事務の事例として33事例を公表してきたところである。（【別添3】①～③参照）

(3) 独自利用事務の事例の追加

以下の事務について、平成30年度から開始予定の情報連携の対象となる独自利用事務の事例として追加する（カッコ内は準ずる法定事務）。（【別添1】、【別添3】③④・③⑤参照）

- ・ 妊産婦の医療費助成に関する事務（母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の七十の項））
- ・ 私立中学校等修学支援に関する事務（高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百十三の項））

加えて、以下の事務について、地方公共団体からの要望事項が既存の事例の対象である旨を明確化する。（【別添2】参照）

- ・ 地域リロケーション住宅に関する事務
- ・ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第3項の規定に基づき地方公共団体が独自に家賃減額を行う事務
- ・ 障害者（児）の保護者への手当の支給に関する事務

情報連携の対象となる独自利用事務の事例として追加を検討するもの

【新規】

12-2 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の七十の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

① 独自利用事務の対象者が、おおむね母子保健法第一条に定める「母性並びに乳児及び幼児」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象者の福祉の増進である場合（独自利用事務の根拠規範において「成長」、「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア 子どもの医療費助成に関する事務

イ 妊産婦の医療費助成に関する事務

ウ 上記ア又はイに類する事務

※この事例は、上記(1)及び(2)の条件を満たすものである（以下同じ）。

情報連携の対象となる独自利用事務の事例の趣旨を明確化するもの

※下線は記述を変更する部分

6 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の三十一の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

- ① 独自利用事務の対象者が、おおむね公営住宅法第一条に定める「住宅に困窮する低額所得者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合
- ② 独自利用事務の目的が、住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸である場合（独自利用事務の根拠規範において「住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸」、「生活の安定」、「福祉の増進」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務である場合 （地域リロケーション住宅等について上記対象者を入居させるものとして明示的に規定されている場合を含む。）

事例：地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務（法定事務に係るものを除く。）

※この事例は、上記(1)及び(2)の条件を満たすものである（以下同じ）。

13-2 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の八十五の二の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

- ① 独自利用事務の対象者が、おおむね特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第一条に定める「中堅所得者等」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合
- ② 独自利用事務の目的が、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給である場合（独自利用事務の根拠規範において「中堅所得者等に対する居住環境が良好な賃貸住宅の供給」、「国民生活の安定」、「福祉の増進」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務である

場合 (地域リロケーション住宅等について上記対象者を入居させるものとして明示的に規定されている場合及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第3項の規定に基づき地方公共団体が独自に家賃減額を行う場合を含む。)

事例：地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。）

17 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号別表第二の百八の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

① 独自利用事務の対象者が、おおむね障害者総合支援法第一条に定める「障害者」又は「障害児」若しくはその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合 (なお、保護者に物品・手当等を支給する場合であって、当該事務の効果が障害者（児）に明らかに及ぶ場合を含む。)

② 独自利用事務の目的が、対象者の福祉の増進を図ることである場合（独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

イ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

ウ 心身障害者（児）の福祉に係る手当等の支給に関する事務

エ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務

オ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）

カ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務

キ 上記アからカまでのいずれかに類する事務

※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。

【追加】（下線は今回追加する部分）

18 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百十三の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

- (1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合
- ① 独自利用事務の対象者が、おおむね高等学校等就学支援金の支給に関する法律第一条に定める「高等学校等の生徒等」若しくは学校教育法第一条に定める「幼稚園、小学校、中学校」に通う幼児、児童若しくは生徒又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合
 - ② 独自利用事務の目的が、対象者の教育の機会均等である場合（独自利用事務の根拠規範において「教育の機会均等」又はこれに類する語により規定されている場合）
- (2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合
- 独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務

イ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

ウ 私立中学校等修学支援に関する事務

エ 就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）

オ 幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

カ 上記アからオまでのいずれかに類する事務

○情報連携の対象となる独自利用事務の事例

() 内は準ずる番号法別表第2の項

第 55 回特定個人情報保護委員会
(平成 27 年 8 月 6 日)
第 2 回個人情報保護委員会
(平成 28 年 2 月 15 日)
第 18 回個人情報保護委員会
(平成 28 年 9 月 16 日)
第 34 回個人情報保護委員会
(平成 29 年 3 月 27 日)
第 40 回個人情報保護委員会 改定案 (下線部)
(平成 29 年 6 月 30 日)

- ① 子どもの医療費助成に関する事務 (9、70、74)
 - ② 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務 (9)
 - ③ 障害児通所給付費等の支給に関する事務 (10、11)
 - ④ 障害福祉サービスの提供に関する事務 (10、11)
 - ⑤ 予防接種に係る実費の徴収に関する事務 (法定事務に係るものを除く。) (18)
 - ⑥ 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について (昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務 (26)
 - ⑦ 地方公共団体が公営住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務 (31)
 - ⑧ 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務 (負担金に係る事務) 以外の事務であつて、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務 (補助金に係る事務) (37)
 - ⑨ 地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務 (54)
 - ⑩ ひとり親等の医療費助成に関する事務 (57、65)
 - ⑪ 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務 (57)
 - ⑫ 母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付けに関する事務 (63)
 - ⑬ ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務 (65)
 - ⑭ 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務 (67、108)
 - ⑮ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務 (67、108)
 - ⑯ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務 (67、108)
 - ⑰ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務 (67、108)
 - ⑱ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (以下「障害者総合支援法」という。) に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務 (日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等) (67、108)
- ※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの

当面の措置として情報連携を実施するものである。

- ⑲ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務（67、108）
- ⑳ 高齢者の医療費助成に関する事務（94）
- ㉑ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務（94）
- ㉒ 介護サービス等の給付に関する事務（介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等（介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。））（94）
- ※ 介護保険法に基づく地域支援事業（法定事務に係るものを除く。）及び市町村特別給付については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ㉓ 肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務（97）
- ㉔ 学資の貸与に関する事務（106）
- ㉕ 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務（106、113）
- ㉖ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務（106、113）
- ㉗ 就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）（113）
- ㉘ 幼稚園就園奨励費の支給に関する事務（113、116）
- ㉙ 保育所保育料の減免・免除に関する事務（116）
- ㉚ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務（116）
- ㉛ 難病患者の医療費助成に関する事務（120）
- ㉜ 不妊治療費用の補助に関する事務（120）
- ㉝ 地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。）（85の2）
- ㉞ 妊産婦の医療費助成に関する事務（70）
- ㉟ 私立中学校等修学支援に関する事務（113）